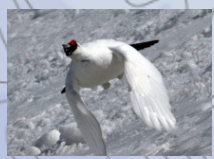


# 積雪期のライチョウ保護について（4月中旬～5月、11月）

## ○室堂平周辺積雪期利用適正化委員会による取組み

### 室堂平の積雪期利用ルールマップ (積雪後～11月30日)

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| <p>利用のルールを定め、入山者に周知</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地獄谷に立ち入らない。</li> <li>• (噴気活動が活発化している)</li> <li>• 除雪作業区域に立ち入らない。</li> <li>• <u>ライチョウ保護区域に立ち入らない。</u></li> <li>• <u>ハイマツなどの植生帯に踏み込まない。</u></li> <li>• ビーコンを携帯する。</li> <li>• 携帯トイレを携帯する。</li> <li>• 融雪防止剤は使用しない。</li> <li>• 山岳保険に加入する。</li> </ul> |
|-------------------------|---|



## ○県による取組み

### スキー規制区域の設置（昭和50年度～）



春に立山地域にスキー規制区域を設定してスキーヤー等が繁殖地のハイマツ帯等へ入らないよう保護看板、ポール、ロープ等を設置。

H29は、雷鳥荘からエンマ台にポール、ロープ、看板を設置、室堂平のハイマツ植生箇所2箇所にポール、看板を設置。

これらの立山黒部アルペンルート全線開業当初からの関係者との連携した積雪期におけるきめ細かな取組みのほか、ライチョウ保護柵の設置(昭和48年度～)、植生復元事業(昭和57年度～)、環境配慮型トイレの設置、保護思想の普及啓発等により、現在も、安定してライチョウが生息。